

監査法人やまぶきに対する検査結果に基づく勧告について

令和 8 年 7 月 3 日
公認会計士・監査審査会

公認会計士・監査審査会（以下「審査会」という。）は、公認会計士法第 49 条の 3 第 2 項の規定に基づき、監査法人やまぶき（法人番号 8130005010791、以下「当監査法人」という。）を検査した結果、下記のとおり、当監査法人の運営が著しく不当であること並びに株式会社アクアライン（以下「当社」という。）の令和 5 年 2 月期及び令和 6 年 2 月期に係る財務書類の監査において、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものとして証明したことが認められた。

ついては、本日、金融庁長官に対して、同法第 41 条の 2 の規定に基づき、当監査法人及び当監査法人に所属する公認会計士に対する行政処分その他の措置を講ずるよう勧告した。

記

1. 当監査法人の運営に関する事項

（1）業務管理態勢

当監査法人は、経営理念として、「我が国経済のさらなる成長・発展に貢献する」ことを掲げている。また、当監査法人は、近年、上場会社や上場準備会社を中心に監査業務の新規受嘱を進める一方で、専門要員の増員、教育・訓練への注力等を通じて監査品質の維持・向上に努めているとしている。

しかしながら、法人代表及び品質管理担当責任者は、自らを含む監査実施者において、会計基準、監査基準及び現行の監査の基準が求める手続の水準の理解が不足している状況や、職業的懐疑心が不足している状況を的確に把握していない。このため、法人代表及び品質管理担当責任者は、内部規程等を整備し、その内容を研修や社員会等を通じて周知すれば、監査品質は適正な水準に保たれると考えており、各社員が内部規程等に則して適切に監査業務及び審査の実施に関する自らの責任を果たしているかについて確認する意識が不足している。

また、法人代表及び品質管理担当責任者は、実効性のある品質管理態勢を構築するための適切な品質管理システムの水準を理解していない。このため、法人代表及び品質管理担当責任者は、品質管理システムの不備に係る是正措置を含む監査品質の改善・向上に向けた取組の実施に際し、その適切性、浸透状況及び実効性を検証していない。

こうしたことから、下記（2）に記載するとおり、品質管理態勢において、識別された不備への対処に関して重要な不備が認められるほか、監査チームの指揮・監督及び監査調書の査閲、監査業務に係る審査並びに品質管理レビュー等での指摘事項の改善状況等といった多数の不備が認められる。

また、下記（3）に記載するとおり、今回の審査会検査で検証対象とした全ての個別監査業務において、業務執行社員及び監査補助者に会計基準、監査の基準及び現行の監査の基準が求める手続の水準に対する理解が不足している状況、業務執行社員及び監査補助者に職業的懐疑心が不足している状況並びに業務執行社員が監査補助者を過度に信頼している状況が認められ、それらに起因する重要な不備を含む広範かつ多数の不備が認められる。

（2）品質管理態勢

(識別された不備への対処)

当監査法人は、外部機関からの調査に端を発して被監査会社が有価証券報告書等の訂正を行ったことに関連して識別した当監査法人の品質管理システムの不備に対する是正措置について、監査業務や審査の実施に係る不備の是正を徹底させるための十分な措置を講じていないほか、監査意見表明前のモニタリングの内容及び範囲を明確に定めていないなど、品質管理システムの不備の根本原因に応じた是正措置を適切に実施していない。

(監査チームの指揮・監督及び監査調書の査閲)

業務執行社員は、監査補助者に対し、識別した重要な虚偽表示リスクに対して十分かつ適切な監査証拠を入手しているかなどの観点から、適切な指揮及び監督を行っていないほか、監査調書の深度ある査閲を実施していない。このため、業務執行社員は、監査補助者に対する指揮・監督及び監査調書の査閲を通じて、今回の審査会検査で検証対象とした個別監査業務において検出された重要な不備を含む複数の不備を発見・是正できていない。

(監査業務に係る審査)

審査担当社員は、監査チームが実施した会計上の見積りに係る監査手続や売上高に係る実証手続等に関し、業務執行社員との討議や関連する監査調書の査閲を十分に実施することなく、監査チームによる重要な判断及び結論には問題がないものとして、審査を完了している。このため、当監査法人においては、審査の過程で、今回の審査会検査で検証対象とした個別監査業務において検出された重要な不備を含む複数の不備を指摘できていない。

(品質管理レビュー等での指摘事項の改善状況)

業務執行社員及び審査担当社員は、前回審査会検査や品質管理レビューでの指摘事項を踏まえて改訂した「改善勧告事項チェックリスト」を用いた監査意見表明前の点検を実施する際、「改善勧告事項チェックリスト」の各項目について、指摘事項の趣旨を踏まえた適切な対応が行われているかとの観点からの深度ある点検を実施していない。このため、今回の審査会検査で検証対象とした個別監査業務において、前回審査会検査と同様に、会計上の見積りの監査に係る重要な不備が複数検出されているほか、品質管理レビューと同様に、実証手続に係る重要な不備を含む複数の不備が検出されており、前回審査会検査や品質管理レビューでの指摘事項に対する改善が十分に図られていない。

このほか、監査調書の査閲・保存、執務実績時間の管理及び監査概要書の作成に不備が認められる。

このように、当監査法人の品質管理態勢は、検証した範囲において、識別された不備への対処に関する重要な不備(不適切な監査報告書が発行されたことに関連する品質管理システムの不備への対処が適切に実施されていない。)を含む多数の不備が認められており、著しく不適切又は不十分な点が認められる。

(3) 個別監査業務

業務執行社員及び監査補助者は、会計基準、監査の基準及び現行の監査の基準が求める手続の水準の理解が不足していたことから、自らが実施した監査手続で十分であると思い込んでいた。

また、業務執行社員及び監査補助者は、経営者の主張や被監査会社が作成した資料を批判的に検討していないなど、職業的懐疑心が不足している。

さらに、業務執行社員は、監査補助者を過度に信頼していたことから、監査補助者が適切に監査手続を実施していると思込み、監査補助者に対する適切な指揮・監督及び監査調書の深度ある査閲を実施しなかった。

これらのことから、売上高に係る実証手続、関係会社株式の評価及び固定資産の減損に係る監査手続が不十分といった重要な不備が認められる。

上記のほか、仕訳テストの抽出条件、不正の兆候、事業計画、財務諸表の開示、連結仕訳及び継続企業の前提の検討が不十分、また、人件費及び投資暗号資産に係る実証手続が不十分、さらに、内部統制の運用評価手続及び内部統制の運用評価手続に係るロールフォワード手続が不十分、くわえて、監査調書の査閲・保存、独立性の確認及び監査役とのコミュニケーションが不適切といった、広範かつ多数の不備が認められる。

このように、検証した個別監査業務において、重要な不備を含む広範かつ多数の不備が認められており、当監査法人の個別監査業務の実施は不適切又は著しく不十分なものとなっている。

2. 虚偽又は不当の証明等に関する事項

当監査法人を検査した結果、当監査法人は、以下のとおり当社の令和5年2月期及び令和6年2月期に係る財務書類の監査において、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものとして証明したと認められる。

(1) 概要 1

当社は、令和5年2月期において、償還時に額面金額ではなく暗号資産で償還される可能性がある社債（以下「本件社債①」という。）を取得し、本件社債①は満期保有目的の債券に分類されることとして、その取得原価をもって貸借対照表価額としていた。

また、当社は、令和5年2月期末における本件社債①の減損処理は不要と判断していた。

監査チームは、被監査会社が本件社債①を満期保有目的の債券に分類したこと及び本件社債①の減損処理を不要と判断したことを妥当としている。

しかしながら、監査チームは、本件社債①の評価について重要な虚偽表示リスクを識別している中、本件社債①を満期保有目的の債券に分類することの妥当性を検討するに当たり、本件社債①は額面金額で償還されない可能性があったほか、本件社債①を保有する当社には継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められていたにもかかわらず、社債を「満期保有目的の債券」に分類するための要件である「価格変動リスクがないこと。すなわち、あらかじめ定められた償還日において額面金額による償還が予定されていること」及び「企業が償還期限まで所有するという積極的な意思とその能力に基づいて保有すること」に該当するかについて検討していない。

また、監査チームは、本件社債①の減損処理の要否に関し、本件社債①の発行者（以下「本件発行者」という。）が保有し、償還に充当可能な暗号資産の数量の妥当性を検討していないなど、本件発行者に関する信用リスクを踏まえた検討を行っていない。

(2) 概要 2

当社は、令和6年2月期において、本件社債①及び令和6年2月期に取得した社債（本件社債①と同種の社債であって本件発行者が発行したもの。以下「本件社債②」という。）について、本件発行者との間で、償還対象となる暗号資産の価格の下落を反映した条件の変更（額面金額を除いて償還される暗号資産の数量を算定するための単価の引下げ）を合意し、本件社債①及び本件社債②を満期保有目的の債券からその

他の有価証券に変更した上で、同期末のそれぞれの貸借対照表価額を取得原価と同額としていた。

監査チームは、当社から、本件発行者の属するグループの他のグループ会社（以下「本件グループ会社」という。）により取得原価での償還が保証されている旨の説明を受けている。また、当社は、令和6年2月期末における本件社債①及び本件社債②の減損処理は不要と判断していたところ、監査チームは当該判断を妥当としている。

しかしながら、監査チームは、本件社債①及び本件社債②の評価について重要な虚偽表示リスクを識別していたにもかかわらず、本件社債①及び本件社債②に係る減損処理の要否に関し、本件グループ会社による保証の有無を直接確認していないほか、本件発行者が保有し、償還に充当可能な暗号資産の数量の妥当性を検討していないなど、本件発行者に関する信用リスクを踏まえた検討を行っていない。

（３）概要３

当社は、令和5年2月期において、暗号資産を取得し、これを実務対応報告第38号「資金決済法における暗号資産の会計処理等に関する当面の取扱い」（以下「実務対応報告第38号」という。）における「活発な市場が存在しない暗号資産」に分類した。

当社は、当該暗号資産について、その評価単価を暗号資産取引所における終値の過去1年間の平均単価とし、当該平均単価が取得単価から50%以上下落した場合に暗号資産評価損を計上する会計方針（以下「本件会計方針」という。）を採用した上で、令和5年2月期末において、当該平均単価の取得単価からの下落率が50%未満であるとして、取得原価をもって貸借対照表価額としていた。

監査チームは、本件会計方針及び令和5年2月期末における暗号資産評価損の計上を不要とする当社の判断を妥当としている。

また、当社は、令和6年2月期第3四半期末において、当該時点の当該平均単価が取得単価から50%以上下落したとして暗号資産評価損を計上する一方、令和6年2月期末においては暗号資産評価損の追加計上は不要と判断していたところ、監査チームは、当社による同四半期末の暗号資産評価損の計上及び令和6年2月期末の同評価損の追加計上を不要とする判断を妥当としている。

しかしながら、監査チームは、当該暗号資産の評価について重要な虚偽表示リスクを識別している中、実務対応報告第38号第6項及び第43項において、貸借対照表価額は「期末における処分見込価額」であり、「処分見込価額」とは「資金の回収が確実な金額」であるとされていることに加え、「期末における処分見込価額が取得原価を下回る場合には、当該処分見込価額をもって貸借対照表価額とする」とされているにもかかわらず、同第6項及び第43項に照らした検討を行っていない。

お問合せ先
公認会計士・監査審査会事務局
審査検査課
(代表) 03-3506-6000 (内線 2486)